

令和4年4月27日

保護者 様

洲本市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る発熱等の風邪症状がある場合等の
児童生徒の登校について

平素は学校教育活動に格別のご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、これまで児童生徒の出席については、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」等に基づき「同居家族に発熱等の症状がある場合や濃厚接触の疑いに伴う PCR 検査を受けている場合も登校させない（学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置）」として対応し、保護者の方々にご協力していただきありがとうございました。

この度の兵庫県対処方針の変更により、児童生徒の出席の扱いは、以下のように対応いたしますのでご協力願います。**今回の変更は、「児童生徒が濃厚接触者と同居している場合や行政検査（念のため検査）の対象者と同居している場合は、登校が可能」という部分です。**

今後も引き続きお子様の健康管理にご留意の上、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

◆児童生徒や家族の症状等と児童生徒の出席の取扱い

	症状等	児童生徒の出席の取扱い
児童 生徒	発熱等の風邪症状 (のどの痛み、咳など含む)	出席停止 ※早く医療機関で受診をしてください。 ※原因が判明している場合は原因に基づいて判断
	感染	出席停止 ※医師や保健所から登校を許可されるまでの期間 (症状がある場合は、発症日から 10 日間) (無症状の場合は、7 日間)
	濃厚接触者 (同居家族の感染が確認された 場合を含む)	出席停止 ※健康福祉事務所に指示された期間 (オミクロンの場合は 7 日間)
	接触者・濃厚接触者となる疑 い	出席停止扱いとする場合がある (学校にご相談ください)
	ワクチン接種後の発熱等の 風邪症状	出席停止 ※咳等の風邪症状がある場合は医療機関を受診してください。
家 族	同居家族が発熱等の風邪症状	結果が出るまでは出席停止
	同居家族が濃厚接触者 同居家族が念のため PCR 検査	登校は可能 ※学校へ、その旨お伝えください。